

20%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は19%である。

主な事業内容としては、①共通食材・調理器具等の展示会・商談会の開催、②ドリンクラリーの開催、③タクシーチケットの販売、④共同購入の実施、⑤試飲会の実施などである。

7. 取引関係の改善に関する事業

39%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は34%である。

主な事業内容としては、商社及び設備機器メーカー等との情報交換会の開催などである。

8. 従業員の福祉の充実に関する事業

22%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は31%である。

主な事業内容としては、①共済制度の加入促進、②優良従業員の表彰、③定期健康診断の実施、④労働条件等見直しの啓蒙、⑤法定労働時間等への対応などである。

9. 事業の承継及び後継者支援に関する事業

22%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は25%である。

主な事業内容としては、①後継者育成セミナーの実施、②経営相談会の実施、③青年部の立ち上げなどである。

10. 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事業

39%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は36%である。

主な事業内容としては、①機関誌・HP・パンフレット等による情報提供、②研究会・講習会の開催、③暴力団追放パレードの実施、④ピンクチラシ配布防止のための巡回などである。

11. 環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進に関する事業

25%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は28%である。

主な事業内容としては、①環境保全・食品循環資源の再生利用に関する広報、②食品循環資源の再生利用に関する講習会・協議会の開催などである。

12. 少子・高齢化社会への対応に関する事業

11%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は22%である。

主な事業内容としては、①高齢者・女性向けメニューの開発推進、②身体障害者補助犬講習会の開催、③バリアフリー対策の推進、④夜間保育所の紹介などである。

13. 食育への対応に関する事業

11%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は25%である。

主な事業内容としては、①機関誌・HP・パンフレット等による情報提供、②食育に関する講習会の開催などである。

14. 禁煙等に関する対策に関する事業

22%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は39%である。

主な事業内容としては、①飲酒運転防止対策のポスター・ステッカーの作成及び配布、②講習会（飲酒運転防止・受動喫煙防止）の開催、③飲酒運転防止の街頭行事の参加などである。

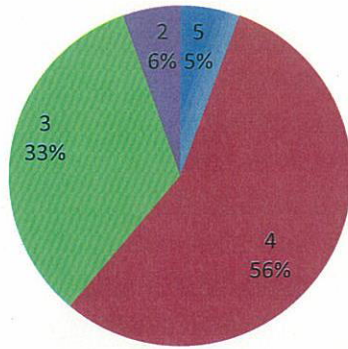
15. 地域との共生に関する事業

50%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は34%である。

主な事業内容としては、①暴力団排除活動講習会への参加、②客引き防止のための夜回り、③防犯パトロールの実施、④迷惑タクシーの苦情受け付けなどである。

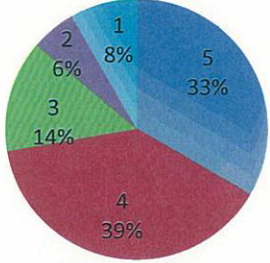
社交飲食業

全体についての自己評価

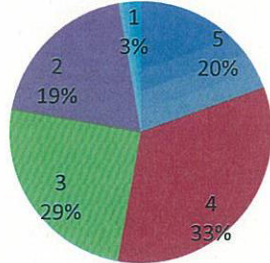


- 5 達成
- 4 概ね達成
- 3 半分程度達成
- 2 一部の事業のみ達成
- 1 未実施(未計画)

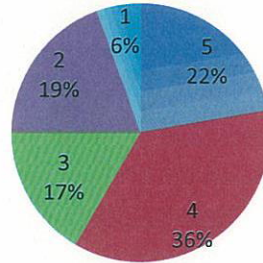
1. 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業



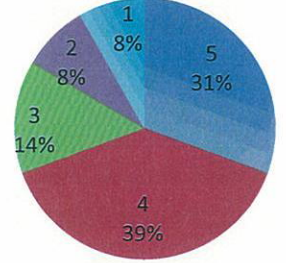
2. 施設及び設備の改善に関する事業



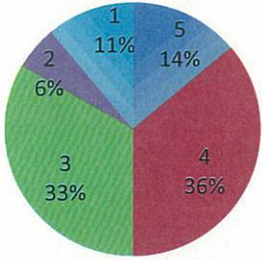
3. 消費者の利益の増進及び商品の提供方法に関する事業



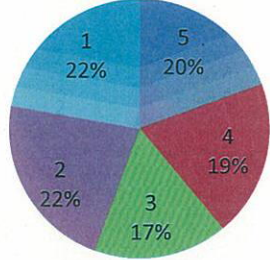
4. 経営管理の合理化及び効率化に関する事業



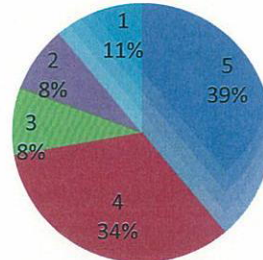
5. 営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事業



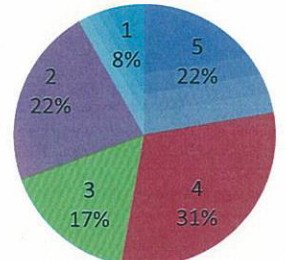
6. 事業の共同化及び協業化に関する事業



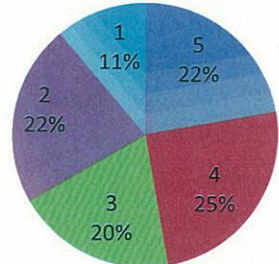
7. 取引関係の改善に関する事業



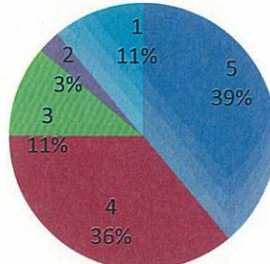
8. 従業員の福祉の充実にに関する事業



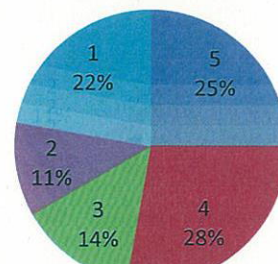
9. 事業の承継及び後継者支援に関する事業



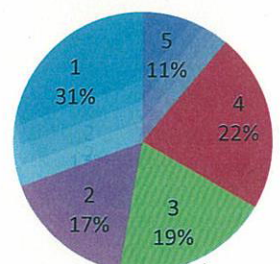
10. 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事業



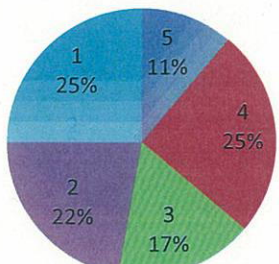
11. 環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進に関する事業



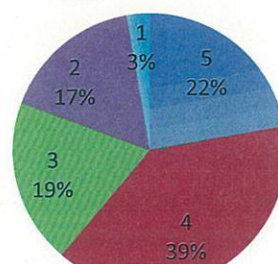
12. 少子・高齢化社会への対応に関する事業



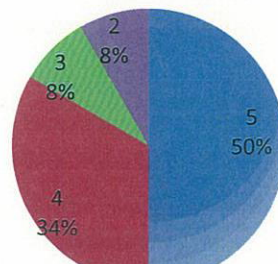
13. 食育への対応に関する事業



14. 禁煙等に関する対策に関する事業



15. 地域との共生に関する事業



振興計画に掲げる事業の実施状況【喫茶店営業】

はじめに

本実施状況は、国の定めた振興指針に基づいて各生活衛生同業組合が策定した平成19～23年度までの5カ年の振興計画に掲げる事業の実施状況を振興指針の見直しに反映するため、4カ年終了時点の平成22年度末に自己評価したものである。なお、振興計画は5カ年計画であり、5カ年終了時点での自己評価が、今後の事業の実施状況により変動することもあり得る。

各組合の自己評価（5段階）を取りまとめたものであるが、各生活衛生同業組合により計画立案や自己評価の方法に差異があるため一概に評価だけをもって事業の実施状況の良否を判断することは難しいと思われるが、全体としての事業の実施状況の把握に資すると思慮されるため、今後の事業計画等の参考にされたい。

◎振興計画の実施状況

28振興計画認定組合のうち26組合で実施

○全体についての自己評価

7%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は58%である。

東日本大震災、円高・デフレ、世界的な金融市場の動揺の影響等による個人消費の冷え込み、組合員の高齢化や減少が続くなか、組合活動の活性化に努めたとの意見が多く、概ね計画どおり遂行できたとの評価が多かった。

1. 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業

46%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は35%である。

主な事業内容としては、①食品管理、衛生管理等に関する講習会の開催、②衛生管理に係るパンフレット等の作成・配布、③自主管理の徹底などであり、衛生水準の向上を図るための取組が行われている。

2. 施設及び設備の改善に関する事業

8%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は31%である。

消費動向の不透明感が下押し要因となっているなか、店舗特性を踏まえた改装や省エネ対応の設備の導入投資が見られ、計画を概ね達成している割合が高くなっている。

3. 消費者の利益の増進及び商品の提供方法に関する事業

35%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は27%である。

主な事業内容としては、①接客マニュアルの作成、②ホームページ・情報誌による情報提供、③消費者アンケートの実施、④新商品試食会・勉強会の実施、⑤賠償責任保険への加入促進、⑥携帯サイトの構築などである。

4. 経営管理の合理化及び効率化に関する事業

42%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は19%である。

主な事業内容としては、①経営改善講習会、各種研修会の開催、②税務相談・経営相談会の開催などである。

5. 営業者及び従業者の技能の改善向上に関する事業

31%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は27%である。

主な事業内容としては、①調理技術講習会の開催、②外国語表現集発行によるおもてなし力の向上、③調理師免許取得の推進などである。

6. 事業の共同化及び協業化に関する事業

19%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は23%である。
主な事業内容としては、①共通食材・調理器具等の展示会の開催、②共同購入の実施などである。

7. 取引関係の改善に関する事業

38%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は31%である。
主な事業内容としては、商社及び設備機器メーカー等との情報交換会の開催などである。

8. 従業員の福祉の充実にに関する事業

27%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は31%である。
主な事業内容としては、①共済制度の加入促進、②優良従業員の表彰、③定期健康診断の実施、④労働条件等見直しの啓蒙などである。

9. 事業の承継及び後継者支援に関する事業

42%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は27%である。
主な事業内容としては、①後継者育成支援のための講習会の実施、②事業承継に係る経営相談会の実施、③若手経営者の理事への積極的登用などである。

10. 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事業

38%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は35%である。
主な事業内容としては、①機関誌・HP・パンフレット等による情報提供、②研究会・講習会の開催などである。

11. 環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進に関する事業

15%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は35%である。
主な事業内容としては、①環境保全・食品循環資源の再生利用に関する広報、②食品循環資源の再生利用に関する講習会・協議会の開催、③みどりの募金事業の実施などである。

12. 少子・高齢化社会への対応に関する事業

8%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は27%である。
主な事業内容としては、①高齢者向けメニューの開発推進、②各種講習会の開催、③バリアフリー対策の推進、④高齢者施設への慰問、⑤お見合いパーティーの開催などである。

13. 食育への対応に関する事業

23%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は31%である。
主な事業内容としては、①機関誌・HP・パンフレット等による情報提供、②食育に関する講習会の開催などである。

14. 禁煙等に関する対策に関する事業

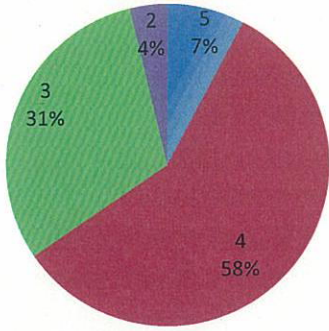
27%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は46%である。
主な事業内容としては、①飲酒運転防止・受動喫煙防止対策のポスター・ステッカーの作成及び配布、②講習会（飲酒運転防止・受動喫煙防止）の開催などである。

15. 地域との共生に関する事業

46%の組合が「達成」と評価し、「概ね達成」は27%である。
主な事業内容としては、①地域イベント（チャリティ祭り・ドリンクラリー等）への参加、②地域の食材を使用した試食会の開催、③地域における防犯活動の協力（青少年補導員としてパトロール）、④歳末助け合い募金の実施、⑤老人福祉施設への寄贈などである。

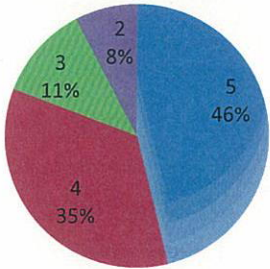
喫茶飲食業

全体についての自己評価

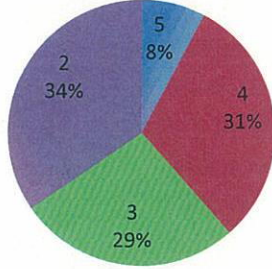


- 5 達成
- 4 概ね達成
- 3 半分程度達成
- 2 一部の事業のみ達成
- 1 未実施(未計画)

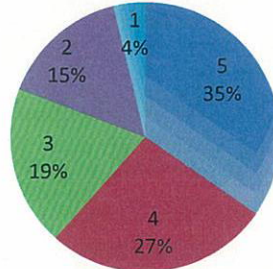
1. 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業



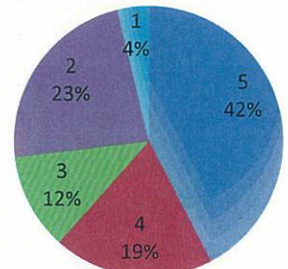
2. 施設及び設備の改善に関する事業



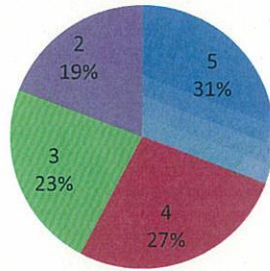
3. 消費者の利益の増進及び商品の提供方法に関する事業



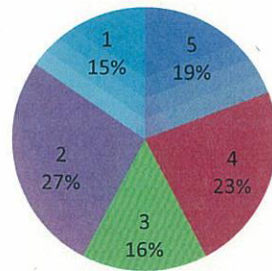
4. 経営管理の合理化及び効率化に関する事業



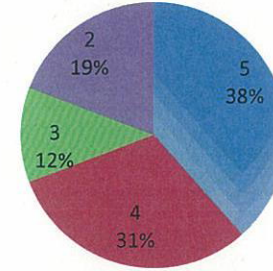
5. 営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事業



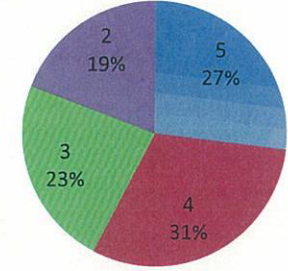
6. 事業の共同化及び協業化に関する事業



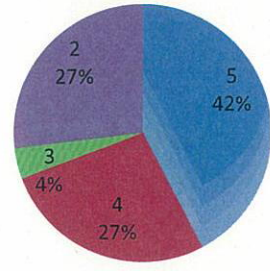
7. 取引関係の改善に関する事業



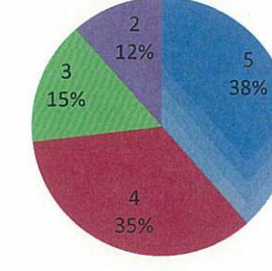
8. 従業員の福祉の充実にに関する事業



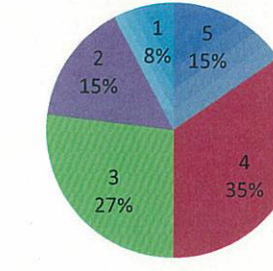
9. 事業の承継及び後継者支援に関する事業



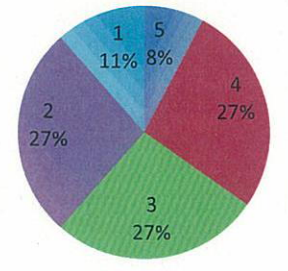
10. 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事業



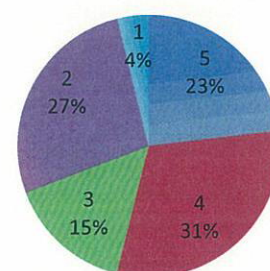
11. 環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進に関する事業



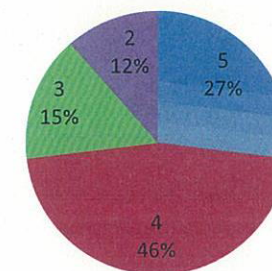
12. 少子・高齢化社会への対応に関する事業



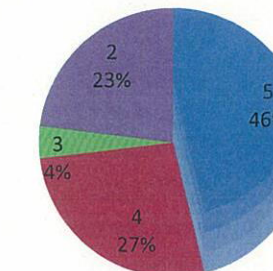
13. 食育への対応に関する事業



14. 禁煙等に関する対策に関する事業



15. 地域との共生に関する事業



振興計画認定状況

(平成24年1月25日現在)

	飲食店営業 (めん類)	飲食店営業 (中華)	飲食店営業 (すし店)	飲食店営業 (料理)	飲食店営業 (社交)	飲食店営業 (一般飲食)	喫茶店営業	食肉販売業	食鳥肉 販売業	
1	北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	青森	—	—	○	○	○	—	—	—	
3	岩手	—	○	○	○	○	○	○	○	
4	宮城	○	○	○	○	○	—	○	○	
5	秋田	○	—	○	—	○	○	○	○	
6	山形	○	—	○	○	○	—	○	○	
7	福島	○	○	○	—	○	—	○	○	
8	茨城	○	○	○	○	—	—	○	○	
9	栃木	○	○	○	○	○	○	—	○	
10	群馬	○	○	○	—	○	○	—	○	
11	埼玉	○	○	○	—	○	○	○	○	
12	新潟	○	—	○	○	○	—	—	○	
13	長野	○	—	○	○	○	—	—	○	
14	千葉	○	○	○	○	—	○	—	○	
15	東京	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	神奈川	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	山梨	—	—	○	—	—	—	—	○	
18	富山	○	○	○	○	○	○	○	—	
19	石川	○	—	○	—	○	○	○	—	
20	福井	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	岐阜	—	○	○	○	○	○	○	○	
22	静岡	○	—	○	○	○	○	—	○	
23	愛知	○	○	○	○	○	○	○	○	
24	三重	○	—	○	○	○	○	○	○	
25	滋賀	—	—	○	—	—	—	○	○	
26	京都	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	大阪	○	○	○	○	○	○	○	○	
28	兵庫	○	○	○	○	○	○	○	○	
29	奈良	—	—	—	—	○	—	○	○	
30	和歌山	—	—	—	—	○	—	○	○	
31	鳥取	—	—	○	—	○	○	○	○	
32	島根	—	—	○	—	○	—	○	○	
33	岡山	—	—	○	○	○	○	○	○	
34	広島	—	—	○	○	○	○	○	○	
35	山口	—	—	○	—	○	—	○	○	
36	徳島	—	—	○	○	○	—	○	○	
37	香川	—	—	○	—	○	—	○	○	
38	愛媛	—	○	○	—	○	○	○	○	
39	高知	—	○	—	—	○	—	○	○	
40	福岡	—	—	○	○	○	○	○	○	
41	佐賀	—	—	—	○	—	○	—	○	
42	長崎	—	—	○	○	○	—	○	○	
43	熊本	—	—	○	○	○	—	○	○	
44	大分	—	—	—	—	○	○	○	○	
45	宮崎	—	—	○	—	○	○	△	○	
46	鹿児島	—	—	○	—	○	○	○	○	
47	沖縄	—	—	—	—	○	—	—	—	
	認定数	23	20	41	28	38	36	28	43	17
	組合数	23	21	43	30	38	36	29	44	17
	認定率	100.0%	95.2%	95.3%	93.3%	100.0%	100.0%	96.6%	97.7%	100.0%

(注)空欄は未認定組合、「—」は組合未結成、「△」は組合活動休止中

認定数	516
組合数	573
認定率	90.1%

振興計画認定状況

(平成24年1月25日現在)

	氷雪販売業	理容業	美容業	興行場営業	旅館業		一般公衆浴場業	クリーニング業
					旅館業	簡易宿所		
1 北海道	—	○	○	○	○	—	○	○
2 青森	—	○	○	○	○	—		○
3 岩手	—	○	○	○	○	—		○
4 宮城	△	○	○	○	○	—	○	○
5 秋田	—	○	○	○	○	—		○
6 山形	—	○	○		○	—	—	○
7 福島	—	○	○	○	○	—	○	○
8 茨城	△	○	○		○	—	—	○
9 栃木	—	○	○	○	○	—	○	○
10 群馬	—	○	○		○	—		○
11 埼玉	△	○	○	○	○	—		○
12 新潟	—	○	○		○	—	○	○
13 長野	—	○	○	○	○	—		○
14 千葉	△	○	○	○	○	—		○
15 東京	○	○	○	○	○	○	○	○
16 神奈川	○	○	○	○	○		○	○
17 山梨	—	○	○	○	○	—	○	○
18 富山	—	○	○		○	—	○	○
19 石川		○	○		○	—	○	○
20 福井		○	○		○	—	○	○
21 岐阜	—	○	○	○	○	—		○
22 静岡	—	○	○		○	—		○
23 愛知	○	○	○	○	○	—	○	○
24 三重	—	○	○		○	—	○	○
25 滋賀	—	○	○	○	○	—		○
26 京都	—	○	○	○	○		○	○
27 大阪	○	○	○	○	○	○	○	○
28 兵庫	—	○	○	○	○	—	○	○
29 奈良	—	○	○	○	○	—	○	○
30 和歌山	△	○	○		○	—		○
31 鳥取	—	○	○		○	—	○	○
32 島根	—	○	○		○	—	—	○
33 岡山	—	○	○	○	○	—		○
34 広島	—	○	○	○	○	—		○
35 山口	—	○	○	○	○	—		○
36 徳島	—	○	○	—	○	—	○	○
37 香川	—	○	○	○	○	—	○	○
38 愛媛	—	○	○	○	○	—	○	○
39 高知	—	○	○		○	—	○	○
40 福岡		○	○	○	○	—		○
41 佐賀	—	○	○	△	○	—	—	○
42 長崎		○	○		○	—		○
43 熊本	—	○	○		○	—		○
44 大分	—	○	○		○	—		○
45 宮崎	—	○	○		○	—		○
46 鹿児島	—	○	○		○	—		○
47 沖縄	—	○	○	—	○	—		○
認定数	4	47	47	26	47	2	22	47
組合数	13	47	47	45	47	4	42	47
認定率	30.8%	100.0%	100.0%	57.8%	100.0%	50.0%	52.4%	100.0%

(注)空欄は未認定組合、「—」は組合未結成、「△」は組合活動休止中



健衛発0517第1号
平成23年5月17日

各生活衛生同業組合連合会代表者 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



振興計画を未作成の生活衛生同業組合に対する指導について

厚生労働省では、生活衛生関係営業の事業者が衛生規制を遵守しつつ、現下の諸課題に適切に対応することにより、経営の安定・改善を図り、もって国民生活の向上に資することを目的として、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和23年6月法律第164号）に基づいて業種毎に振興指針を策定しています。

現在、多くの生活衛生同業組合（以下「組合」という。）に当該振興指針に基づいた振興計画を作成していただいておりますが、依然として振興計画を作成していない組合も見受けられます（別添参考を参照）。振興計画が作成されていない場合、事業者の営業の振興が計画的に推進されず、加えて、当該事業者は株式会社日本政策金融公庫からの貸付に有利な条件が適用されず、また、振興事業に基づいて整備する共同施設について特別償却が認められないこととなります。

貴連合会におかれては、傘下組合で振興計画を未作成の組合に対して、速やかに振興計画が作成されるようご指導いただきたくお願い申し上げます。

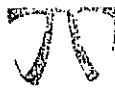
(参考)振興計画を未作成の組合の都道府県別・業種別一覧

平成23年4月1日現在

県名	業種
青森県	公衆浴場業
岩手県	公衆浴場業
秋田県	飲食店営業(中華料理業)
山形県	興行場営業
茨城県	興行場営業
群馬県	興行場営業
	公衆浴場業
埼玉県	公衆浴場業
千葉県	公衆浴場業
新潟県	興行場営業
富山県	興行場営業
石川県	飲食店営業(料理業)
	興行場営業
	氷雪販売業
福井県	興行場営業
	公衆浴場業
	氷雪販売業
長野県	公衆浴場業
岐阜県	公衆浴場業
静岡県	興行場営業
	公衆浴場業
三重県	興行場営業
滋賀県	興行場営業
	公衆浴場業
和歌山県	興行場営業
	公衆浴場業
鳥取県	興行場営業
島根県	興行場営業
岡山県	公衆浴場業
広島県	公衆浴場業
高知県	興行場営業
福岡県	公衆浴場業
	氷雪販売業
佐賀県	公衆浴場業
長崎県	興行場営業
	公衆浴場業
	氷雪販売業

県名	業種
熊本県	興行場営業
	公衆浴場業
大分県	飲食店営業(すし店)
	飲食店営業(社交業)
	興行場営業
	公衆浴場業
宮崎県	飲食店営業(料理業)
	興行場営業
	公衆浴場業
鹿児島県	興行場営業
	公衆浴場業
沖縄県	飲食店営業(すし店)
	公衆浴場業

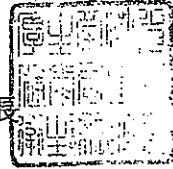
※休眠組合は除いてあります。



健衛発0726第1号
平成23年7月26日

都道府県
各 政令市 衛生主管部(局)長 殿
特別区

厚生労働省健康局生活衛生課長



新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の 運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進する等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的としており、生活衛生関係営業者には、極めて関連の深い法令の一つです。

生衛法第3条に基づく生活衛生同業組合は、

- ・振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す、
- ・衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する、

といった役割を果たしています。

また、生活衛生同業組合に加入する組合員には、

- ・株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)を通じて実施している生活衛生融資による特別金利が適用になる、
- ・福利厚生、共済事業等を実施しており、そうした仕組みを利用できる、
- ・税制上、経営基盤の安定を図るため、特別償却や固定資産税の減免等

といった優遇措置があります。

・組合への加入、非加入は、各営業者の任意であります。上記の機能を鑑みて、また、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等がいることから、

- ・都道府県(保健所)への営業の許可申請、届出に際して、
- ・一般融資に当たっての都道府県(又は都道府県の委託を受けた都道府県生活衛生営業指導センター)が推薦書の発行申込みを受けた際に、
- ・その他生活衛生関係営業者に対する研修会を実施するなどの際に、

営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、別添の内容を含む資料を用いるなどして、情報提供を行うようお願い申し上げます。

なお、振興計画を未作成の組合に対して、営業者の営業の振興が計画的に推進され、日本公庫からの貸付に有利な条件が適用されるよう、振興計画の作成に関して、「振興計画を未作成の生活衛生同業組合に対する指導について」(平成23年5月17日健衛発0517第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)により通知していますので、念のため申し添えます。

情報提供内容（例）

－ 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 －

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（生衛法）に規定される営業です。
 - (1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
 - (2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
 - (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
 - (4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

※生活衛生関係営業：

①飲食店営業（すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食）		
②喫茶店営業	③食肉販売業（食鳥肉、食肉）	④冰雪販売業
⑤理容業	⑥美容業	⑦興行場営業
⑧旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）	⑨公衆浴場業	⑩クリーニング業

2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。
 - (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
 - (2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
 - (3) 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
 - (4) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (5) 組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。
 - 融資限度額が大きい
 - 貸付期間が長い
 - 金利が低い
 - 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
 - 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり 等